

▶ご案内

1. 本書は、法令等を抜粋・編集して収録しています。業務に際し、最終的には必ず法令等の原文を確認してください。
2. また、令和7年8月現在の法令や取扱い等についてまとめています。従って、改正等により本書の内容が不適切となる場合があることをご了承ください。
3. 本書の解説動画を YouTube にアップしています。次の QR コードを読み取るか、URL をブラウザに入力することで閲覧することができます。



《目次》

1	OBD 検査・確認に際して ～知識～	
1	OBD 検査の対象車両	2
2	OBD 検査の対象装置	3
3	OBD 検査に使用する機器	4
4	「OBD 検査」「OBD 確認」「OBD 点検」の違い	4
2	OBD 検査・確認に係る規定及び行政処分	
1	特定整備事業者の遵守事項	6
2	OBD 検査・確認において遵守すべき事項	6
3	行政処分等の基準	12
3	指定工場における OBD 検査	
1	国土交通省が定める OBD 検査の判定フロー	19
2	指定整備のフロー（継続検査）一例	20
4	OBD 検査・確認の実施手順	
1	指定整備時の OBD 検査・確認手順	22
2	持込検査時の OBD 検査について	62
5	通信障害時等の「特例措置」	
1	パターン①機構による障害認定	63
2	パターン②整備工場による判断	63
3	パターン③機構が認めた期間のみ	64
4	パターン④特例番号の受領	65
5	「特例措置」適用時の指定整備記録簿等の記載方法	67

OBD 検査・確認に際して ～知識～

1 OBD 検査の対象車両

1. OBD 検査の対象車両は、次のとおり。

国産車	令和 3 年 10 月 1 日以降の 新型車 (フルモデルチェンジ車)	自動車検査証の備考欄に「 OBD 検査対象 (車) 」と記載されたもの
輸入車	令和 4 年 10 月 1 日以降の 新型車 (フルモデルチェンジ車)	

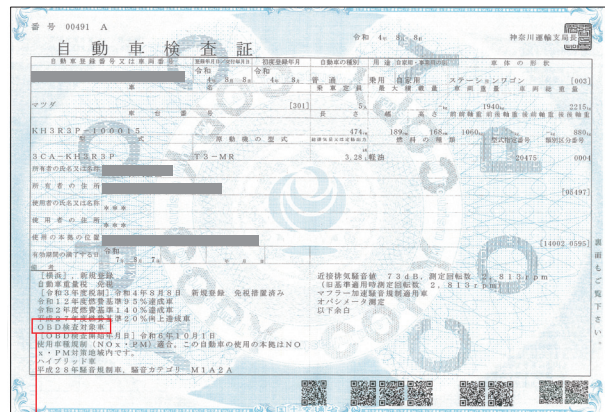
《電子車検証》



備考

OBD 検査対象

《車検証（紙）》

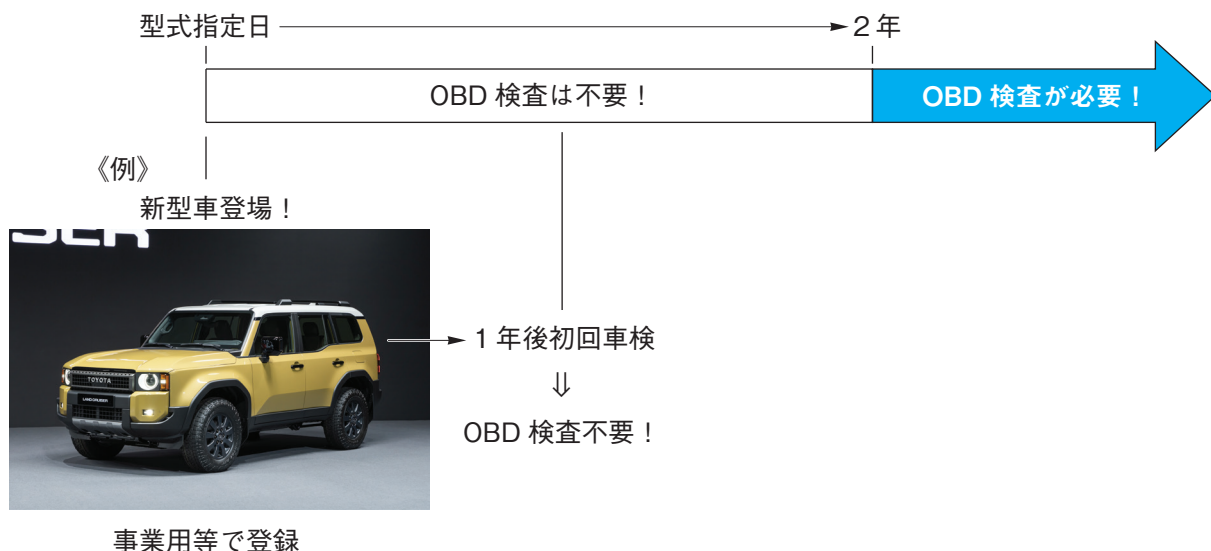


備考

OBD 検査対象車

2. 次の自動車は OBD 検査の対象外である。

- ①大型特殊自動車
- ②被牽引自動車
- ③二輪自動車
- ④型式指定の日から 2 年が経過していない車両



【型式指定日から 2 年経過していない場合の例】

⑤新規登録から10ヶ月が経過していない車両

※⑤について言い換えると、自動車検査証を確認した時点で記載・記録されたOBD検査開始年月日以降であり、新規登録の前月末日から10ヶ月が経過していれば（例えば新規登録がR5.12.14のときR6.10.1以降であれば）、OBD検査の対象となる。また、新規登録から10ヶ月が経過していない車両については、新規登録後、10ヶ月以内に構造等変更検査を行う場合などが考えられる。

⑥並行輸入自動車、輸入自動車特別取扱制度（PHP）による取扱いを受けた自動車

3. OBD検査の対象であるか否かについて、「特定DTC照会アプリ」に車両情報を入力することで判定することができる。

※自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会発行の「自動車検査員研修資料 令和6年度」において、OBD検査対象車両であるかの確認は、「特定DTC照会アプリを使用する」とある。

2 OBD検査の対象装置

1. OBD検査の対象となる装置は次のとおりである。なお、今後の保安基準の策定状況等により追加される可能性がある。

《OBD検査対象装置一覧》（令和7年6月17日時点）

	装置の通称名	保安基準の条項	OBD 検査対象車※	OBD 検査開始時期※
1	運行補助機能	第 11 条	令和 3 年 10 月以降 の新型車	令和 6 年 10 月
2	アンチロックブレーキ システム（ABS）	第 12 条		
3	横滑り防止装置 (ESC/EVSC)			
4	自動ブレーキ (AEB/AEBS)			
5	ブレーキアシスト システム（BAS）			
6	排出ガス等発散防止装置	第 31 条		
7	車両接近通報装置	第 43 条の 7		
8	自動運行装置	第 48 条		
9	車線逸脱警報装置	第 43 条の 6	令和 8 年 9 月以降 の新型車	令和 11 年 9 月
10	側方衝突警報装置	第 43 条の 9		
11	ペダル踏み間違い時 加速抑制装置（ACPE）	第 8 条	令和 10 年 9 月以降 の新型車	令和 13 年 9 月

※輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、列に記載の年月の1年後。

1 特定整備事業者の遵守事項

1. 自動車特定整備事業者は、事業を適正に行うため、様々な事項を遵守しなければならないと道路運送車両法（以下、車両法）において、次のように規定されている。

■ 車両法第 91 条の 3（遵守事項）

1. 自動車特定整備事業者は、第 89 条から前条[※]までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

- ※ 第 89 条 標識の掲示、第 90 条 保安基準への適合、第 91 条 特定整備記録簿関連、第 91 条の 2 設備の維持及び従業員の確保



2 OBD 検査・確認において遵守すべき事項

1. OBD 検査に関し抜粋すると、道路運送車両法施行規則（以下、施行規則）において、次のように規定されている。

■ 施行規則第 62 条の 2 の 2（自動車特定整備事業者の遵守事項）

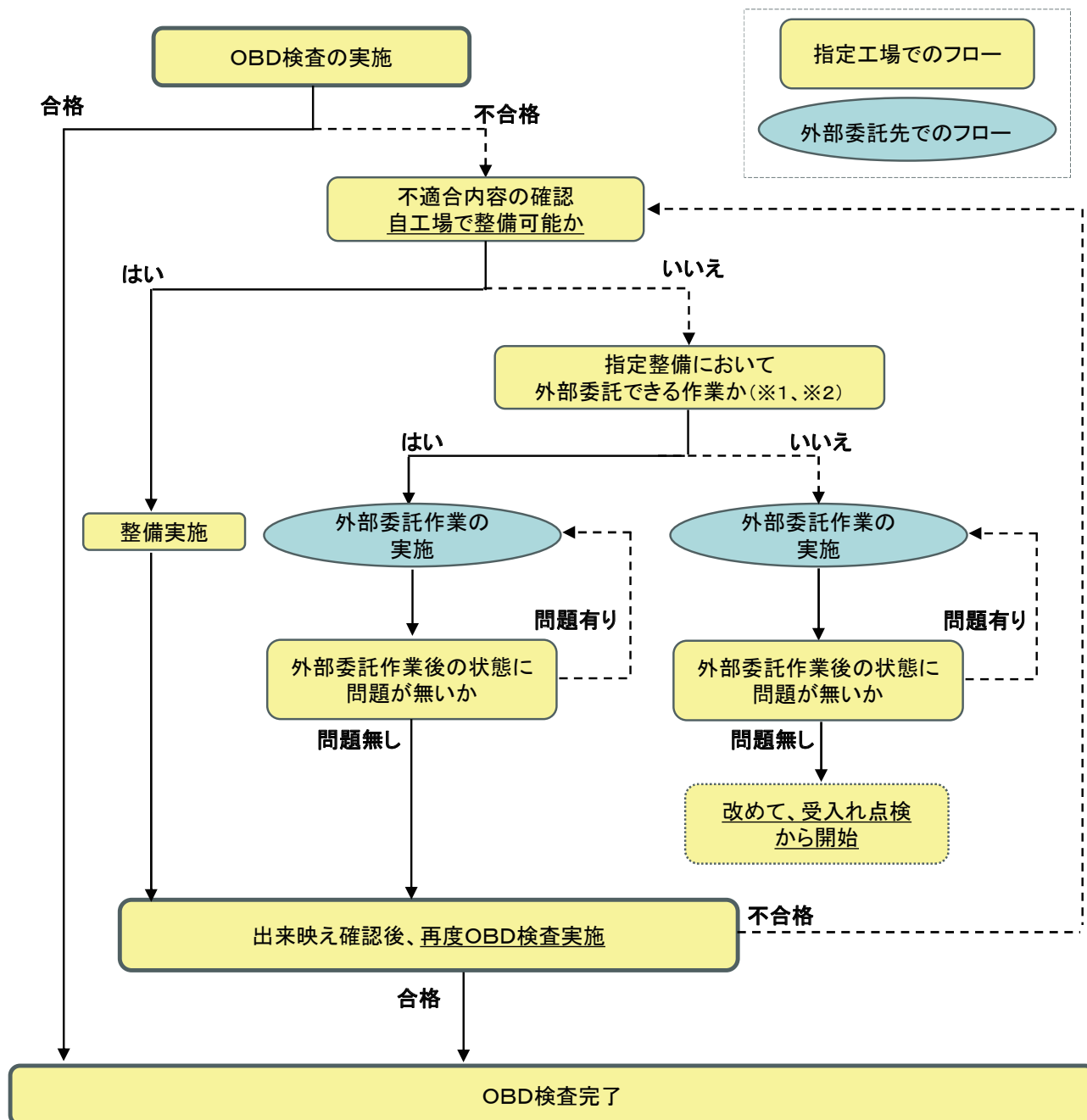
1. 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - (6) の 3 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

▶ どういうこと？

- 特定 DTC 照会アプリ、OBD 検査結果参照システム及び利用者管理システム（以下、OBD 検査システム）で使用する ID やパスワードが他者に漏えいしないよう対策を講じる必要がある！
- ID やパスワードが他者に不正利用されるような状態では、安全性が確保されていないこととなる！
- また、他の事業者を含む他者から ID やパスワードの提供を受けて OBD 検査・確認を行う行為も禁止である！

1 国土交通省が定める OBD 検査の判定フロー

1. OBD 検査については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要である。
2. 国土交通省は、指定工場における OBD 検査の判定フローを次のとおり整理した。



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

1 指定整備時の OBD 検査・確認手順

■ 概要

1. OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。〔審査規程 9－13 要約／抜粋〕

- ①自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ②照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③原動機を始動する。
※電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態を維持する。
※電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READY の状態）を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

2. 上記の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については基準に適合するものとする。

①排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車に限る。）

②安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

1 パターン①機構による障害認定

対象

1 OBD 検査用サーバーの障害、2 通信障害・電力障害

適用の流れ

起動できない！

OBD 検査ポータルを確認

特例措置を適用可

いつまで適用可能？

障害の発生を認定した時点

？

復旧日の 24:00 まで



2 パターン②整備工場による判断

対象

2 通信障害・電力障害（が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態の場合のみ）

適用の流れ

起動できない！

通信会社・電力会社に確認

特例措置を適用可

いつまで適用可能？

障害の発生を認定した時点

？

復旧日の 24:00 まで

1. 確認記録を作成（右は記載例） 2. 記録内容は…

- ①通信・電力障害の発生を認識した日時
- ②通信・電力障害の確認方法
- ③通信・電力障害の発生を確認した日時
- ④通信・電力障害の発生を確認した担当者名

※通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

3. 記録は2年間保存

別紙（様式例）

通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

☐ 通信・電力障害の発生を認識した日時
（記載例）
・令和●年●月●日 ●時●分

☐ 通信・電力障害の確認方法
（記載例）
・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認

☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
（記載例）
・令和●年●月●日 ●時●分

☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
（記載例）
・国土 太郎 （自社自動車検査員）
・交通 次郎 （自社事務員）

☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

適切な OBD 検査のために

～これで安心！ OBD 検査の教科書～

令和 7 年 11 月 25 日発行

■発行所 株式会社 公論出版

〒110-0005 東京都台東区上野 3-1-8

電 話 03-3837-5731

F A X 03-3837-5740

■定 価 1,320 円 (税込)